九条の二第四号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき　当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二　未達債務の額が一億円を超えるとき　当該未達債務の額から一億円を控除した残額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

7　為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条の規定による履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出及び法第四十五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

（履行保証金保全契約の届出）

第十四条　資金移動業者は、法第四十四条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証金保全契約の内容）

第十四条の二　令第十五条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

一　履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号に規定する履行保証金等合計額をいう。以下この条及び第十九条第八号において同じ。）を下回る場合であって、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二　履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

三　履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二　第二項の規定により算出した未達債務の額が一億円を超えるとき　当該未達債務の額から一億円を控除した残額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

6　資金移動業に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（同項に規定する要供託額をいう。以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（履行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第四十四条の規定により履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合を含む。）を行うまでの間及び法第四十五条第一項の規定により履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結し、金融庁長官の承認を受けて、当該承認の日の次の当該資金移動業者の営業日においてその直前の営業日における要履行保証額（法第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下同じ。）以上の額の信託財産を信託するまでの間は、当該業務の承継を行った者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

（履行保証金保全契約の届出）

第十四条　法第四十四条の規定による届出をする者は、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［条を加える。］